



総量削減義務と排出量取引制度 取引価格の査定結果について

2017年5月26日

東京都排出量取引セミナー

Argus Media Limited

査定とは



標準的な取引価格の推定値

- 標準的な取引において、約定が起き得ると推定される価格水準を示す。
- 適正な取引価格を断定するものではない。
- 実取引における価格は売買当事者が交渉の結果決めるもの。

査定主体と時期

- 査定主体

Argus Media Limited

- 各種エネルギー、石油化学、金属、化学肥料市場において価格査定を専門とする英国の調査会社。
- 各地で導入される排出権取引制度におけるクレジット価格の査定も行う。
- 世界各地に調査員を配置し査定業務を日次的に実施。
- 提供する多くの査定価格が「決済指標」および「参考指標」として活用される。

- 査定時期

平成29年2月

査定方法

- 合計12社に対してヒアリング調査を実施。
- 取引動態および価格に対する考え方を情報として収集。
- 上記の情報を総合的に考察し、標準的な取引形態を定義。
- その標準取引において、現時点で最も実現性の高いと考えられる価格水準を推定。

－ ヒアリング対象事業者

- | | |
|--------------------|----|
| • 買い手となり得る制度対象事業者 | 5社 |
| • 売り手となり得る制度対象事業者 | 4社 |
| • 再エネクレジット供給／仲介事業者 | 3社 |

市場概況

買い手の状況

- 第二計画期間の調達はまだ本格化せず。
- 義務率の引き上げ、景気向上等を背景にクレジットの活用は増える見通し。
- 年度ごとの調達を検討する事業者もあるが、供給は潤沢として不安は見せない。
- 引き続き、必要量の確定を待ってから買いたい考えを示す事業者も少なくない。

売り手の状況

- 買い手の要請に随時応じる構え。
- 第一計画期間のクレジットについては特に販売意欲が強い。
- ただ、第二計画期間のクレジットの販売については慎重な姿勢を示す事業者もある。
- 第三計画期間の制度詳細が確定するのを待ちたいとの声も。
- クレジットの販売による収益獲得は目指さないが、販売にかかる費用の回収は必須と語る事業者が大半。

クレジット発行／仲介事業者の状況

- 引き続き、本制度のクレジット取引に関わる姿勢は示される。
- ただ、現況においては相談を受けるのみで、本格的な売買案件には至っていない。
- パリ協定の発効などを背景に、他制度のクレジット取引案件が十分に増えている。
- 本制度の下での事業拡大を目指す仲介事業者は見られない。
- 十分な仕入先を既に確保する仲介事業者がほとんど。

取引形態に関する認識

取引を想定するクレジット

- 買い手は種類ではなく価格を優先
 - クレジットの選択においては、コストを重要視する買い手事業者がほとんど。
 - クレジット調達を合理性の高い削減手段として捉える事業差は少ない。
- 再エネクレジット供給事業者も超過削減量を扱う
 - 再エネクレジットの購入希望は聞かれないものの、その高価値は評価される。
 - 売り手は都制度の義務履行目的での購入希望に引き続き対応する構え。

取引相対に関する嗜好

- 仲介の有用性を認識
 - 取引相対の発見、見積対応、説明、交渉、契約、移転手続き等の作業負担の軽減が好評価される。
 - 制度対象事業者との直接取引にも応じる姿勢は示されるが、提案価格は仲介に対するものよりも高くなることが示唆される。
- 旧知の事業者との取引が広がる兆しも
 - 第一計画期間の取引において、旧知の事業者を相対とするケースが散見。
 - 第二計画期間の取引について既に協議を始めている事業者も見られる。

取引時期の判断

- 売り手は要請に随時応じる構え
 - 手持ちに余裕がある事業者は随時販売に応じる考え。
 - 再エネクレジットの売り手も随時対応する姿勢を示す。
 - 時間の経過に伴う価格の変動は懸念されていない。
- 買い手の姿勢は様々
 - 第二計画期間の早々に全量調達、年度毎に必要な量を調達、整理期間に確定量を調達するなど、様々な考え方が示される。
 - 必要量を確実に確保することが重視される。
 - 価格の変動に応じて調達時期を調整する考えは聞かれず。

查定結果

標準的な取引の定義

今回の査定における標準取引の条件

項目	条件
クレジット	第一計画期間発行の超過削減量と再エネクレジット
単位数	第二計画期間の利用において1t-CO ₂ と認識される量
取引ロット	100t-CO ₂ 以上1,000t-CO ₂ 未満(相当)
受け渡しと決済の時期	約定から30日以内(最短)
取引相対	買い手となる制度対象事業者を相対とする取引

【重要な留意点】

- 市場で起き得る取引は、様々に形態や性質が異なる。また、個々の約定価格はその取引の形態や性質、背景にある諸事由を反映するものと考えられる。このため、ここで定義する標準と異なる条件に基づく取引においては、本査定価格とは異なる価格が適用される可能性がある。

価格査定

東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における
クレジット価格の査定値(2017年2月24日時点)

クレジット	査定価格帯(円/t-CO ₂)		
再エネクレジット	8,000	～	11,200
超過削減量	1,000	～	2,000

【重要な留意点】 ここで示す査定価格は前述の標準的な取引が実施された場合に想定される約定価格の推算値であり、取引形態、特に取引ロットの大小によって実際の取引価格はここで示す推算値と大きく乖離する可能性がある。再エネクレジットについては、取引ロットが小さくなる程、価格は高くなると認識される。

価格査定の論拠 | 超過削減量

- 仲介事業者および売り手事業者の多くは、昨年11月に発表された査定価格1 t-CO₂あたり1,000～2,000円を買い手事業者に最初に示すことを想定。
- 引き続き、クレジットの仲介あるいは販売にかかる作業コストとして1件あたり20～50万円を回収する必要があると指摘される。
- 仲介事業者を通じた取引であれば、100 t-CO₂の案件で1 t-CO₂あたり4,000～10,000円、200 t-CO₂の案件で同2,000～4,000円、1,000 t-CO₂の案件で同400～1,000円の支払いを回収する必要がある計算となる。
- 仲介事業者はいずれも手数料が総額の50%を超えることは道義的に正しくないと指摘。
- 制度対象事業者同士の直接取引において売り手事業者の作業コストを回収するためには、100 t-CO₂の案件であれば1 t-CO₂あたり2,000～5,000円、200 t-CO₂の案件で同1,000～2,500円の支払いを受ける必要がある。
- これらの考察から、100t-CO₂以上1,000t-CO₂未満の案件においては、買い手が1 t-CO₂あたり1,000～2,000円を下回る見積金額を提示される可能性は低い。

価格査定の論拠 | 再エネクレジット

- 継続的に高まる温暖化防止への世界的な関心を背景に、グリーン電力証書やRPS法電気相当量等に対する需要が本制度以外のところで高まっている。
- 2016年に施行された電力小売自由化を機に、低炭素電力を売りに電力小売市場に参入する企業からの引き合いも増えている。
- 一方、2012年導入の固定価格買取制度を背景にグリーン電力証書の発行元となる電源は増えていない。
- 本制度の下での需要に対して特別な値引きを提案する動きはほぼ消滅。
- ただし、グリーン電力証書は再生可能エネルギー発電事業を支援することを目的に販売されるもので、需要量の多寡によって変動しにくい。
- 第二計画期間における100～1,000 t-CO₂の排出量に相当するグリーン電力証書の相場単価はバイオマス由来のもので1キロワット時5～7円で推移。1t-CO₂あたりに換算すると約1万200～1万4,300円となる。
- 第一計画期間発行の再エネクレジットは第二計画期間においては1.28倍に増量されるため、第二計画期間の目標達成において1 t-CO₂と認識される単位数量の価格は約8,000～1万1,200円となる。

これまでの査定価格の推移

